

# 職業訓練指導員免許の取得について

職業訓練指導員免許は、職業能力開発促進法に規定された職業能力開発校等で、実技や専門学科を教える場合に保持しなければならないものですが、今日では一般に職業上の指導、監督的立場の人は、この免許を持ってその業務を遂行されることが望ましく、また必要と考えられています。

## 1 職業能力開発促進法に定められている指導員免許の職種(4頁の一覧のとおり)

## 2 指導員免許申請の資格要件

- (1)指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者  
(職業能力開発促進法第28条第3項第1号及び同法施行規則第38条を参照)
- (2)都道府県知事が行う当該免許職種に関する職業訓練指導員試験に合格した者  
(同法第28条第3項第2号)
- (3)当該免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習の各教科についての高等学校教諭免許状所持者(同法第28条第3項第3号)
- (4) 48時間講習修了者(同法第28条第3項第3号)

## 3 職業訓練指導員免許の申請手続き

- (1)申請先  
原則として、住民票のある都道府県の担当課(京都府では商工労働観光部人材育成課)
- (2)申請に必要な書類等(京都府内に住民票がある場合)
  - ①職業訓練指導員免許申請書  
(必要事項を記入の上、京都府手数料の納付済証(2,300円分)を貼付け)1通  
※京都府・市町村共同電子申請システム  
(<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/index.html>)から様式をダウンロードできます。  
手数料納付の詳細については、下記までお問合せください。
  - ②職業訓練指導員免許資格取得講習(48時間講習)修了者が免許を申請する場合は、  
修了証書写(コピー)
  - ③本人確認書類として、住所、氏名、生年月日が確認できる公的な書類(コピー)  
(運転免許証、マイナンバーカード等)  
※マイナンバーカードの場合、カードの表面(顔写真のある面)の写しのみを送付してください。
  - ④指導員免許証の郵送料として、490円分の切手(定形外郵便物(規格内)(100gまで)+簡易書留)

職業訓練指導員免許申請に係るお問合せは  
講習受講修了後に下記(京都府)へお願いします。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府商工労働観光部 人材育成課 職業訓練推進係  
電話 075-414-5105 FAX. 075-414-5092  
ホームページ 京都の能力開発 (<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/>)  
E-mail: [jinzaiikusei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinzaiikusei@pref.kyoto.lg.jp)